

本計画は、このたび、本市の「保健事業実施計画（データヘルス計画）」と「第二期特定健康診査等実施計画」の両計画が計画期間の最終年度となることを受け、それぞれの計画に記載している目標値や事業の評価を踏まえて、相互の連動も念頭に置いた「第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するものです。

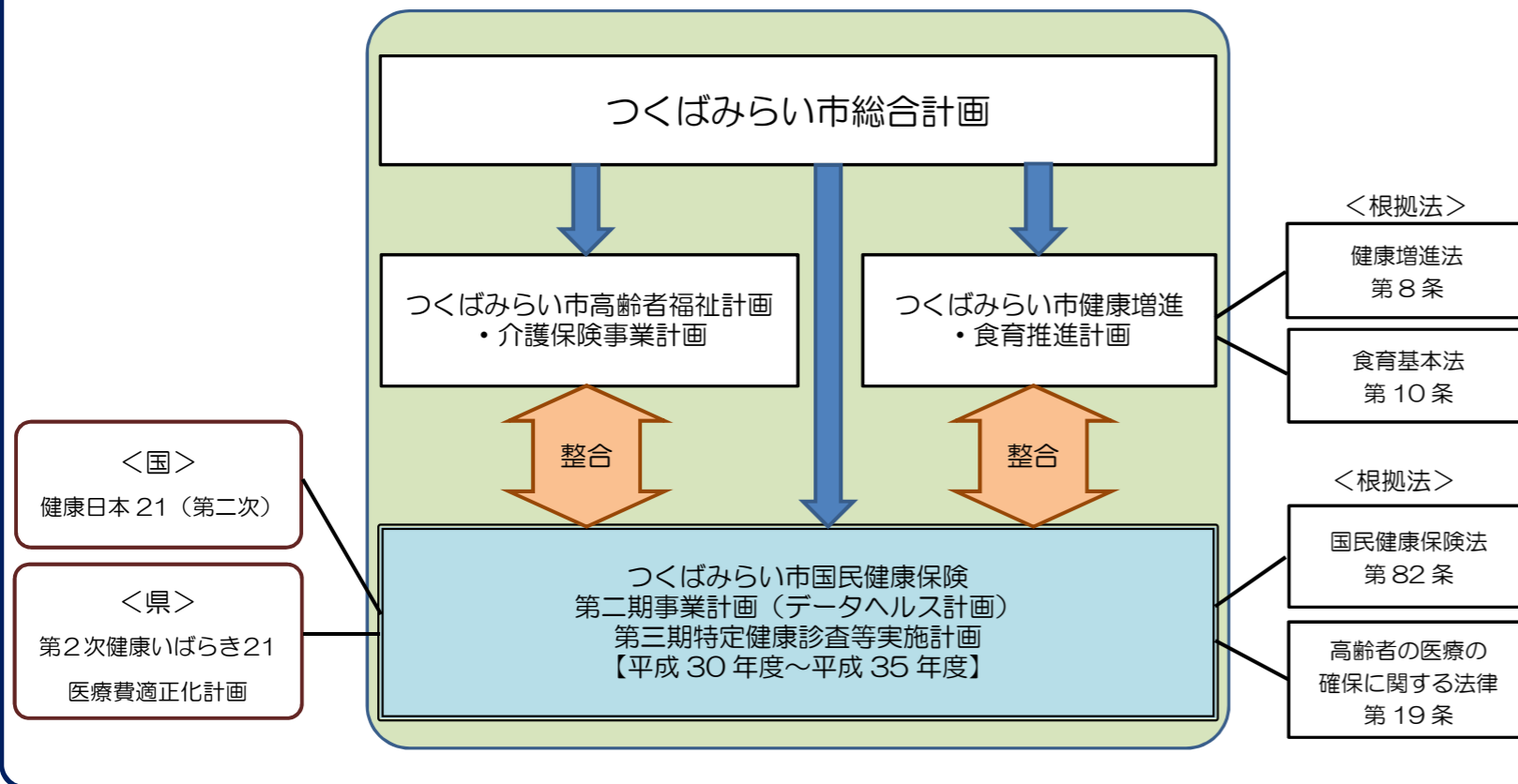
### 計画の位置づけ

#### 【保健事業実施計画（データヘルス計画）】

健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的としています。

#### 【特定健康診査等実施計画】

本市が国民健康保険の保険者として、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に即し、保健事業の中核である特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事項を定める計画です。



### 計画の目標

#### 第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）

課題	目的	目標
課題1	生活習慣病の予防による医療費の抑制	健康に対する意識づけ 生活習慣等の効果的なポピュレーションアプローチの実施 開催回数及び参加者数の対前年比増
課題2-1	生活習慣病発症予防	高血圧症発症リスクの減少 特定健診受診者の収縮期血圧150mmHg以上の割合を6.5%以下にする。
課題2-2	生活習慣病発症予防	糖尿病発症リスクの減少 特定健診受診者のHbA1c値6.0%以上の割合を増加させない。
課題2-3	重症化予防	高血圧症の減少 特定健診受診者の収縮期血圧160mmHg以上の未受療者割合を0.5%以下にする。
課題2-4	重症化予防	糖尿病の減少 特定健診受診者でHbA1c値6.9%以上の未受療者割合を0.2%以下にする。
課題3	特定健診受診率の向上	生活習慣病の早期発見・早期治療 特定健診受診率の向上
課題4	特定保健指導実施率の向上	生活習慣病の発症予防、重症化予防 特定保健指導終了率の向上
課題5	介護予防	介護予防の重要性についての意識啓発 開催回数及び参加者数の対前年比増

#### 第三期特定健康診査等実施計画

項目	<現状値>	平成30年度～平成35年度						
		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診 受診率	34.10%	41.50%	45.20%	48.90%	52.60%	56.30%	60.00%	
特定保健指導 実施率	13.00%	26.40%	33.10%	39.80%	46.50%	53.20%	60.00%	
特定保健指導対象者の減少率（平成20年度比） <sup>※1</sup>	27.6% <sup>※2</sup>	28.00%	28.00%	28.00%	28.00%	28.00%	28.00%	

参考：【第三期計画における国の目標値】

項目		平成35年度の目標値
す 実 施 目 標 関	① 特定健診受診率	市町村国保の加入者に係る受診率60%以上
	② 特定保健指導実施率	特定健診の結果をもとに階層化を行った結果、生活習慣の改善が必要と判断された対象者に係る実施率60%以上
す 成 果 目 標 関	③ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 <sup>※1</sup>	特定保健指導対象者の減少率 <sup>※2</sup> 平成20年度比、25%以上減少

### 2つの計画の指針・対象者等

計画名	保健事業実施計画（データヘルス計画）	特定健康診査等実施計画
根拠法	国民健康保険法 第82条	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条
指針等	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針
計画策定者	医療保険者	医療保険者
対象年齢	被保険者全員	40歳～74歳
対象とする主な疾病	メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病腎症、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、がん	メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病腎症
目標	分析に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題を明確にし、目標値を設定する	医療保険者ごとに目標値を設定 ・特定健診受診率 ・特定保健指導実施率

### 計画の推進に向けて

- 計画の評価及び見直し  
本計画に掲げた事業・取組みについては、KDB等も活用し、可能な限り客観的な数値結果に基づいた目標の達成状況を年度ごとに評価し、必要に応じて事業内容の見直しを行います。目標の達成状況及び事業の実施状況については、関係部署会議等の場を利用して把握・評価を行い、評価結果については、国民健康保険運営協議会に年1回報告することとします。また、計画期間の中間年度にあたる平成33年度と最終年度にあたる平成35年度においては新たな課題や状況を踏まえ、数値目標を含めた計画の見直しを図っていきます。
- 計画の公表と周知  
計画は、市ホームページ等で公表するとともに、計画の趣旨や保健事業の実施等について、市広報等により周知を図っていきます。また、市役所、保健福祉センター等で計画書を公開します。